

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

技術等級制度規程

(目的)

第 1 条 技術等級制度は、つぎの目的をもって行うものとする。

- (1) ソフトテニスを愛好する者に自己の実力を確かめ、更に技術を向上するための目標を与える。
- (2) ソフトテニスの指導体系を確立する。
- (3) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という）及び各支部の健全な財政を確立することを目的として行うものとする。

(等級区分)

第 2 条 技術等級制度は、技術等級及び指導等級により構成し、それぞれ次のとおり等級区分を設ける。

(1) 技術等級

Master	(Ma)
Expert	(Ex)
Senior Expert	(S-Ex)
Specialist	(Sp)
Senior Specialist	(S-Sp)
1 級	
2 級	
3 級	
4 級	

Master(Ma)は、Expert(Ex)・SeniorExpert(S-Ex) あるいは Specialist(Sp)・Senior Specialist(S-Sp) 保持者の中で、特にソフトテニス界に功労のあった45歳以上の者とし、支部からの推薦に基づき、日本連盟及び各支部の選考によって認定する。

SeniorExpert(S-Ex)・Senior-Specialist(S-Sp) は、各種大会における年齢種別が50歳以上の部に適用される。

(2) 指導等級

- ア. 名誉指導員
- イ. 指導員
- ウ. 準指導員

(受級資格)

第 3 条 次条に規定する技術等級及び指導等級の認定を受けようとする者は、日本連盟に会員登録した者でなければならない。

(認定方法)

第 4 条 技術等級の認定は、次の各号に掲げる方法により別表第 1 (大会実績に基づく認定基準) 又は別表第 2 (技術等級検定基準) に基づき日本連盟及び各支部の会長が認定する。
なお、大会実績による申請は、当該大会終了後 1 年以内とする。

- (1) Expert、Senior-Expert、Specialist 及び Senior-Specialist は大会実績のみにより認定
- (2) 1 級～ 4 級までは検定会又は大会実績により認定
- 2 名誉指導員の認定は、ソフトテニス界に功労のあった 45 歳以上の者とし、支部からの推薦に基づき日本連盟及び各支部の会長が認定する。

(検定会)

第 5 条 技術等級の検定会は、各支部において、随時開催する。

- 2 検定会は、別表第 2 に定める技術等級検定基準に基づき、検定員が実施する。この場合において、検定員は補助員を依頼することができる。

(認定手続)

第 6 条 日本連盟及び各支部は、第 4 条の規定に基づき技術等級及び指導等級を認定したときは、速やかに技術等級認定登録者名簿に登録するとともに、認定者に対し「認定証」及び「認定バッジ」を交付するものとする。

(検定員)

第 7 条 検定員は、指導員、準指導員及び公認スポーツ指導員並びに支部長が適切と認めた者となることができる。

(変更届)

第 8 条 認定を受けた技術等級又は指導等級に係る登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「登録事項変更届」を所属支部に提出しなければならない。

(附則)

第 9 条 この規程に定める指導等級のうち指導員と準指導員については、平成 2 年 1 月 27 日をもって認定を停止する。

なお、既に取得している指導員、準指導員資格は以降も有効とする。

1. この規程は、昭和49年4月1日より施行する。
2. この規程は、昭和50年4月1日より改訂する。
3. この規程は、昭和51年5月1日より改訂する。
4. この規程は、昭和52年5月1日より改訂する。
5. この規程は、昭和53年6月1日より改訂する。
6. この規程は、昭和54年1月1日より改訂する。
7. この規程は、平成6年6月4日より改訂する。
8. この規程は、平成8年4月1日より改訂する。
9. この規程は、平成10年4月1日より改訂する。
10. この規程は、平成21年4月1日より改訂する。
11. この規程は、日本ソフトテニス連盟が公益財団法人としての設立の登記の日
(平成24年4月1日)より施行する。
12. この規程は、平成25年4月1日より改訂する。
13. この規程は、平成29年4月1日より改訂する。
14. この規程は、平成31年4月1日より改訂する。
15. この規程は、令和元年6月10日より改訂する。

(別表第1)

大会実績に基づく認定基準

(令和元年6月改訂)

種別	大会名	技術等級					
		E x	S p	1級	2級	3級	4級
一般男女	全日本選手権大会	3 2	*大会の権威：参加資格をS p以上とする				
	全日本社会人選手権大会	1 6	3 2				
	全日本シングルス選手権大会	1 6	3 2				
	東・西日本選手権大会	8	1 6	3 2			
	各ブロック選手権大会（シングルスを含む）	4	8	1 6			
	各支部選手権大会（シングルスを含む）		4	8	3 2		出場
	各支部選手権大会地区予選					6 4	出場
3 5	全日本社会人選手権大会	8	1 6	3 2			
	東・西日本選手権大会	4	8	1 6			
	各ブロック選手権大会		2	8			
	各支部選手権大会			4	1 6		出場
	各支部選手権大会地区大会予選					6 4	出場
4 5	全日本社会人選手権大会	4	8	1 6	3 2		
	東・西日本選手権大会	2	4	8	1 6		
	各ブロック選手権大会		2	4	8	1 6	
	各支部選手権大会			2	8	1 6	出場
	各支部選手権大会地区大会予選				2	8	出場
大学	全日本学生選手権大会	8	3 2	6 4			
	全日本学生シングルス選手権	4	8	1 6	6 4		
	東・西日本学生選手権大会	2	1 6	3 2	6 4		
	東・西日本学生シングルス選手権大会		8	1 6	6 4		
	各ブロック学生選手権大会		8	1 6	6 4		出場
	各ブロック学生シングルス選手権大会		4	8	6 4		出場
高校	全日本高校選手権大会	4	1 6	3 2			
	ハイスクールジャパンカップ（ダブルス）	4	1 6	3 2			
	各ブロック高校選手権大会		4	8			
	各支部高校選手権（シングルスを含む）			4	3 2		出場
	各支部高校選手権地区予選					6 4	出場
	各支部高校新人戦				8	3 2	出場
	各支部高校新人戦地区予選					1 6	出場
中学	全国中学校大会		4	8			
	都道府県対抗全日本中学生大会			4			
	都道府県対抗全日本中学生（シングルス）			2	8		出場
	各ブロック中学校選手権大会			2			
	各支部中学校選手権大会				8	3 2	
	各支部中学校選手権大会（地区予選）					1 6	出場
	各支部中学校新人戦				2	1 6	出場
	各支部中学校新人戦（地区予選）					8	出場

小学	全日本小学生選手権			2	8		
	全国小学生大会（5年生の部）				4	16	
	全国小学生大会（4年生以下の部）				2	8	
	全国小学生大会（6年生の部）シングルス			2	8		
	各支部小学生選手権大会					8	出場
	各支部小学生選手権大会（地区予選）					4	出場
JOC杯	U-20シングルス	2	4				
	U-17シングルス	1	2				
	U-14シングルス			2	4		
シニア ジャパン カップ	U-20ダブルス	2	4				
	U-17ダブルス	1	2				
	U-14ダブルス			2	4		
	U-20シングルス大会	2	4				
	U-17シングルス大会	1	2				
	U-14シングルス大会			2	4		

《シニア関係》		S-Ex	S-Sp	1級	2級	3級	4級
シニア	全日本シニア選手権	4	8	16	32		
	東・西日本シニア選手権	2	4	8	16		
	各ブロック・シニア選手権		2	4	8	16	
	各支部シニア選手権			2	8	16	出場
	各支部シニア選手権（地区予選）				2	8	出場

(注) : 出場数が15ペア(名)以内の大会には、4級を除き適用しない。4級は出場数に係らず認定できる。

1. 上記の認定基準は、各大会の出場数が最大認定数(1番右側の数字)の2倍以上の場合のみ適用される。
2. 出場数が最大認定数(一番右側の数字)の2倍に満たない場合は、全ての認定数を1/2とする。
3. 出場数が最大認定数(一番右側の数字)の1/2に満たない場合は、全ての認定数を1/4とする。
4. 各支部における選手権大会と同等レベルの大会は、選手権大会の認定基準により認定できる。

(別表第2)

技術等級検定基準

- a 技術等級の検定会による検定種目および得点を、次のとおりとする。
- b 検定は1～2級と3～4級に区別して行う。

／等級 検定種目／	1 級		得 点	2 級		得 点	3 級		得 点	4 級		得 点
	必修	選択		必修	選択		必修	選択		必修	選択	
A シュート	○		10	○		10	○		10	○		10
B ロビング		○	10		○	10		○	10			
C トップ		○	10		○	10						
D レシーブ	○		10	○		10	○		10	○		10
E ボレー		○	10		○	10		○	10			
F スマッシュ		○	10		○	10						
G サービス	○		10	○		10	○		10	○		10
H検定員主観	○		20	○		20	○		10	○		10
得点合計	50	20	70	50	20	70	40	10	50	40		40
合計基準点			50			40			30			20

技術等級検定員規程

(任 務)

第 1 条

- (1) 検定員は、技術等級並びに指導等級の検定会を実施し、検定結果の判定と指導を行う。
- (2) 検定員は、検定会の内容および結果を、支部を通して連盟に報告するとともに、認定希望者からの「認定登録申請書」を取りまとめ連盟へ提出する。
- (3) 検定員は、受検者からの所定の受検料および認定料を徴収し、受領証を発行するとともに所定の手続きにより、入金する。

(検定員手続)

第 2 条

- (1) 検定員は、指導員・準指導員または公認スポーツ指導員資格を有する者の中から支部長が認定する。
- (2) 上記にかかわらず、3級・4級の検定については、支部長が適切と認める者を認定することができる。
- (3) 検定員は、検定員研修会を受けなければならない。

(研 修)

第 3 条 検定員は、本制度の目的に従い常に研修に努めなければならない。

(費用の支給)

第 4 条 検定員が検定会を開催し、その内容および結果を報告し、認定手続きを取ったときは、次のとおり費用を支給する。

- (1) 検 定 員
検定費として、1日10,000円以内とし、別に定める旅費を支給する。
- (2) 補 助 員
検定補助費として、1日5,000円以内とし、別に定める旅費を支給する。
- (3) 上記(1)(2)の費用は、当該検定会の受検料総額から検定会開催の諸経費を差し引いた金額の範囲を限度とする。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

この規程は、平成 8年4月1日から施行する。

この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日(平成24年4月1日)より施行する。

技術等級制度規程施行細則

(技術等級制度の運営)

第 1 条 本制度は理事会の承認を得て、公益財団法人日本ソフトテニス連盟・指導委員会（等級制度部会）が運営を統轄する。

(指導委員会の任務)

第 2 条 理事会の承認に基づく「技術等級制度規程」・「技術等級検定基準」・「技術等級検定員規程」・「技術等級制度規程施行細則」により、本制度を執行する。

主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 各等級受検者と大会実績に基づく申請者の認定
- (2) 中央研修会の開催
- (3) 認定証・認定バッジの交付
- (4) 各等級受検者の名簿管理
- (5) 支部からの認定料の受領、受領証の発行および支部への還元
- (6) 理事会の承認に基づく、本制度諸規程の改正

(各支部の任務)

第 3 条 本制度による検定を実施する。

主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 検定会の開催と検定結果の報告
- (2) 大会実績に基づく、申請の確認と報告
- (3) 申請支部変更の確認と報告
- (4) 各等級受検者の名簿管理
- (5) 受検料・申請料・申請支部変更料・認定料の徴収・受領証の発行および認定料の連盟への入金
- (6) 認定証・認定バッジの配布
- (7) 検定員の認定
- (8) 検定員研修会の開催

(受検料・申請料および認定料)

第 4 条

(1) 受 検 料（検定会による支部止まりの費用）

1 級・2 級 3, 0 0 0 円

3 級 1, 5 0 0 円

4 級 1, 0 0 0 円

(2) 申請料 (大会実績による、支部止まりの費用)

Expert, Senior-Expert, Specialist, Senior-Specialist, 1級, 2級 1,000円
3級・4級 500円

(3) 認定料 (認定証・認定バッジ等の実費を含む)

	日本連盟	支部	合計
Master	@20,000	@10,000	@30,000
Expert	@5,000	@4,000	@9,000
Senior-Expert	@5,000	@4,000	@9,000
Specialist	@3,000	@3,000	@6,000
Senior-Specialist	@3,000	@3,000	@6,000
1級	@1,500	@1,500	@3,000
2級	@1,000	@1,000	@2,000
3級	@500	@500	@1,000
4級	@500	@500	@1,000
名誉指導員	@20,000	@10,000	@30,000

(4) その他の費用

変更手続 一律 300円
認定証 一律 100円
バッジ 1級～4級 200円
Ma 2,000円
Ex・S-Ex 1,000円
Sp・S-Sp 1,000円

第5条 技術等級制度に関する書類の様式を別表のとおりとする。

- 付 則
1. この規程は、昭和49年4月1日から施行する。
 2. この規程は、昭和50年4月1日から改訂する。
 3. この規程は、昭和51年5月1日から改訂する。
 4. この規程は、昭和52年5月1日から改訂する。
 5. この規程は、昭和53年6月1日から改訂する。
 6. この規程は、昭和54年1月1日から改訂する。
 7. この規程は、平成6年6月4日から改訂する。
 8. この規程は、平成8年4月1日から改訂する。

9. この規程は、平成10年4月1日から改訂する。
10. この規程は、日本ソフトテニス連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。